

議案第49号

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 6月 6日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例

所沢市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「26,855円」を「22,379円」に改め、同条第3項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,379円」とあるのは、「31,330円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,379円」とあるのは、「43,266円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和元年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。